

第4部 防災組織

第2部 被災者援護計画

資料4-1 防災会議組織

会 長
(網走市長)

指定地方行政機関	網走開発建設部 網走道路事務所
	網走開発建設部 北見河川事務所
	網走開発建設部 網走港湾事務所
	北海道農政事務所 北見地域拠点
	網走南部森林管理署
	網走海上保安署
	網走地方気象台
自 衛 隊	陸上自衛隊第5旅団第6普通科連隊
	航空自衛隊第28警戒隊
北 海 道	北海道オホーツク総合振興局地域創生部 地域政策課
	北海道オホーツク総合振興局網走建設 管理部事業課
	北海道オホーツク総合振興局保健福祉部企画課
北海道教育委員会	北海道教育庁オホーツク教育局企画総務課
北 海 道 警 察	北海道警察北見方面本部網走警察署
網 走 市	網走市副市長
網走市教育委員会	網走市教育委員会教育長
消 防 機 関	網走地区消防組合消防長
	網走地区消防組合網走消防団長
指 定 公 共 機 関	北海道旅客鉄道株式会社網走駅
	東日本電信電話株式会社北海道支店
	日本放送協会北見放送局
	日本通運株式会社オホーツク支店
	北海道電力ネットワーク株式会社網走ネットワ ークセンター
	日本郵便株式会社網走郵便局
指定地方公共機関	一般社団法人 網走医師会
	一般社団法人 北見歯科医師会
	社団法人北海道エルピーガス協会網走支部
その他市長が必要 と認める者	網走刑務所
	網走市社会福祉協議会
	網走市町内会連合会

資料4-2 網走市附属機関条例

網走市附属機関条例

平成12年7月12日

条例第24号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及びその他の法律の規定に基づき、本市に別表に定める附属機関（以下「附属機関」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 附属機関は、その属する執行機関（以下「執行機関」という。）を諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

2 附属機関は、所掌事項の審査、審議等を行うため必要があるときは、調査等を行うことができる。

(組織)

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期について法令又はほかの条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

3 執行機関は、特別の理由あるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 附属機関に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。ただし、法律又はこれに基づく政令の規定により別に定めのある場合は、その定めによるものとする。

2 会長は、会務を総理し、附属機関の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合若しくは附属機関が新設された場合において最初に会議を開くとき、又は会長が欠けたときは、執行機関が招集する。

2 附属機関は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、これを公開することが適当でないとは認められるものを除き、公開するものとする。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(網走市情報公開・個人情報保護審査会における不服申立人等からの意見の聴取等)

第9条 網走市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）において、不服申立てに係る事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

- 2 不服申立人又はその関係者は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見を記載した書面を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(網走市退職手当審査会における処分を受けるべき者からの意見の聴取等)

第10条 退職手当審査会は、網走市職員退職手当支給条例（昭和60年条例第2号）第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は市長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(任期の特例)

第11条 次の各号の委員は、その諮問に係る審議が終了したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、解嘱されるものとする。

- (1) 網走市名誉市民推薦審議会委員
- (2) 網走市特別職報酬等審議会委員
- (3) 網走市退職手当審査会委員

(網走市都市計画審議会に係る特例)

第12条 網走市都市計画審議会については、会長及び副会長は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

(庶務)

第13条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管課において処理する。

(雑則)

第14条 この条例に定めるもののほか、部会の設置等附属機関の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

別表抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関の属する執行機関	所掌事項	構成	定数	主管課
市長	網走市防災会議 (災害対策基本法第16条第1項)	・地域防災計画の作成とその実施の推進 ・災害発生時における災害情報の収集 ・水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他の水防に関し重要な事項の調査審議	・指定地方行政機関の職員 ・自衛隊の自衛官 ・北海道知事の部内の職員 ・北海道教育委員会の部内の職員 ・北海道警察の警察官 ・網走市副市長 ・網走市教育委員会教育長 ・網走地区消防組合消防長及び消防団長 ・指定公共機関の職員 ・指定地方公共機関の職員 ・その他市長が必要と認める者	35人以内	総務防災課

資料4-3 災害警戒本部組織

警戒本部長	警戒本部副部長	本部員	活動員
副市長	企画総務部長	市民環境部長 健康福祉部長 農林水産部長 観光商工部長 建設港湾部長 水道部長 庁舎整備推進室 学校教育部長 社会教育部長 議会事務局 監査事務局	全ての管理職

資料4-4 災害対策本部組織

部（部長）	班（班長）	班に属する課
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本部長 (市長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">副本部長 (副市長)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">(本部員会議)</div>	企画総務部 (企画総務部長) (庁舎整備推進室長)	総務班（総務防災課長） 総務防災課 広報広聴班（企画調整課長） 企画調整課、庁舎整備推進室 職員班（職員課長） 職員課 財政班（財政課長） 財政課 税務班（税務課長） 税務課、情報政策課 会計班（会計課長） 会計課
	市民環境部 (市民環境部長)	市民班（市民活動推進課長） 市民活動推進課、戸籍年金課 生活環境班（生活環境課長） 生活環境課
	健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班（社会福祉課長） 社会福祉課、介護福祉課、子育て支援課 健康管理班（健康推進課長） 健康推進課
	農林水産部 (農林水産部長)	農林班（農林課長） 農林課、農業委員会事務局 水産漁港班（水産漁港課長） 水産漁港課
	観光商工部 (観光商工部長)	観光班（観光課長） 観光課 商工班（商工労働課長） 商工労働課
	建設港湾部 (建設港湾部長)	建築班（建築課長） 建築課 土木班（都市管理課長） 都市管理課、都市整備課 港湾班（港湾課長） 港湾課
水道部 (水道部長)	営業経営班（営業経営課長） 営業経営課 上水道班（上水道課長） 上水道課 下水道班（下水道課長） 下水道課	
学校教育部 (学校教育部長)	学校教育班（学校教育課長） 学校教育課	
社会教育部 (社会教育部長)	社会教育班（社会教育課長） 社会教育課、スポーツ課、美術館、図書館、博物館	
予備部 (議会事務局長)	予備班（議会事務局次長） 議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局	

- 市 市 長
副 市 長
(本部員)
教 育 長
企 画 総 務 部 長
市 民 環 境 部 長
健 康 福 祉 部 長
農 林 水 産 部 長
観 光 商 工 部 長
建 設 港 湾 部 長
水 道 部 長
庁 舎 整 備 推 進 室 長
学 校 教 育 部 長
社 会 教 育 部 長
議 会 事 務 局 長

資料4-5 災害対策本部の各班事務分掌

部	班	分 担 業 務	地域防災計画
企画総務部	総務班	1 防災会議に関すること 2 災害対策本部に関すること(設置、廃止及び庶務) 3 避難の勧告又は指示の発令に関すること 4 知事への災害報告に関すること 5 自衛隊の派遣要請に関すること 6 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること 7 庁内の非常体制に関すること 8 気象情報の収集及び伝達に関すること 9 災害情報の収集及び伝達に関すること 10 通信連絡機能の確保に関すること 11 各部・各班との連絡調整及び他部・他班に属さない事項に関すること 12 ヘリコプター等の要請に関すること 13 水防計画に関すること	第4部第1章 第4部第2章、3章 第6部第4章 第6部第4章 第6部第6章 第6部第1章、第4部第2章 第4部第2章 第4部第4章 第6部第1章 第6部第2章 第6部第7章 第6部第8章 第6部第35章
	広報広聴班	1 市民への災害・復旧情報等の提供に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること	第4部第4章、第5部第1章、第6部第3章 第6部第3章
	職員班	1 職員の動員計画に関すること 2 職員の出勤状況の記録に関すること 3 動員職員の給食及び寝具調達供給に関すること	第4部第3章、第6部第33章 第6部第7章
	財政班	1 災害関係予算編成、資金調達、災害関係経費の経理に関すること 2 他班の緊急応援に関すること	災害復旧・復興計画編第1、2、3部
	税務班	1 市民への気象情報、避難勧告等の伝達に関すること 2 避難者の移送に関すること 3 被災者の納税に関すること	第4部第4章、第6部第4章 第5部第6、7章、第6部第4、14章
	会計班	1 災害経費に係る金銭の出納及び保管に関すること 2 緊急応援に関すること	災害復旧・復興計画編第1部
	市民環境部	市民班	1 コミュニティセンター等の避難場所開設に関すること 2 防災ボランティア、民間団体及び地域住民組織との連携協力体制の調整に関すること 3 ボランティアの受入れ及び配置計画に関すること 4 災害警備に関すること
生活環境班		1 廃棄物及び汚物処理に関すること 2 防疫に関すること 3 被災地における環境保全及び公害対策に関すること 4 救助・救出に関すること 5 家庭動物対策に関すること 6 死体の収容処理及び埋葬に関すること	第6部第29章 第6部第11章 第6部第11章 第6部27章 第6部26章

部	班	分 担 業 務	地域防災計画
健康福祉部	健康管理班	<ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する保健指導及び栄養指導等の健康管理に関する事 感染症の予防に関する事 オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室との連絡調整に関する事 医師会及び歯科医師会との連携に関する事 病院施設の被害調査に関する事 救急医療及び助産に関する事 応急救護所の開設及び管理に関する事 	<p>第6部第11、25章</p> <p>第6部第11、29章</p> <p>第6部第11、29章</p> <p>第6部第6、9、10章</p> <p>災害復旧・復興計画編第1部</p> <p>第6部第10章</p> <p>第6部第10章</p>
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の避難等の安全確保及び保護に関する事 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事 行方不明者の捜索に関する事 食料の供給に関する事（炊出し、配給） 被災者に対する生活援護に関する事 被災者に対する災害弔慰金、見舞金等に関する事 救援物資及び義援金等の配分に関する事 福祉施設の被害調査に関する事 	<p>第5部第7章</p> <p>第6部第10、15、17、30、32章</p> <p>第6部第26章</p> <p>第6部第15章</p> <p>第6部第34章、第7部2章</p> <p>災害復旧・復興計画編第1、2部</p> <p>第5部第17章、第6部第32章</p> <p>第4部第4章、災害復旧・復興計画編第1部</p>
農林水産部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 災害危険区域に関する事（治山・保安林等） 林野火災に関する事 農林関係被害調査、被災農家の調査・援護に関する事 	<p>第5部第16章</p> <p>第4部第4章</p> <p>第4部第4章、第6部第28章、災害復旧・復興計画編第3部、第6部第34章</p>
	水産漁港班	<ol style="list-style-type: none"> 海難対策に関する事（漁船対策） 流出油等災害対策に関する事（漁業関係） 津波災害対策に関する事（漁業・漁港関係） 水産関係被害調査、被災漁家の調査・援護に関する事 漁港区域内の被害調査・応急措置・災害復旧対策に関する事 	<p>第5部第34章、15章</p> <p>第5部第11章、15章</p> <p>第4部第4章、災害復旧・復興計画編第3部</p> <p>第6部第35章</p> <p>災害復旧・復興計画編第1部</p>
観光商工部	観光班	<ol style="list-style-type: none"> 観光施設の被害調査、応急対策に関する事 被災観光客の救援対策に関する事 	<p>第4部第4章、災害復旧・復興計画編第1部、第5部第6章、第6部第35章</p>
	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 商工業者の被害調査・支援に関する事 災害時の消費物資確保・物価安定対策に関する事 	<p>第4部第4章、災害復旧・復興計画編第1、3部</p> <p>第6部第34章</p> <p>災害復旧・復興計画編第3部</p>
建設港湾部	建築班	<ol style="list-style-type: none"> 住宅対策に関する事 応急仮設住宅等の建設に関する事 住宅の応急修理に関する事 建築物の災害対策に関する事 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 	<p>第6部第23章</p> <p>第6部第23章</p> <p>第6部第23章</p> <p>第6部第22章</p> <p>第4部第4章、第6部第23章、第6条第34章</p>

部	班	分 担 業 務	地域防災計画
	土木班	1 災害危険箇所に関する事 2 雪害予防に関する事 3 融雪災害予防に関する事 4 急傾斜地崩壊予防に関する事 5 応急措置実施に関する事（障害物の除去） 6 応急土木対策に関する事 7 液状化災害対策に関する事（土木施設関係） 8 積雪・寒冷対策に関する事 9 道路の通行規制に関する事 10 災害現場への土木・建築用資材等の輸送の策定及び実施に関する事 11 輸送関係機関との連絡調整に関する事	第5部第11章 第5部第13章 第5部第14章 第5部第16章 第6部第24章 第6部第21章 第5部第17章 第6部第13章 第6部第14章 第6部第14章
	港湾班	1 災害危険区域整備計画に関する事 2 海難対策計画に関する事（漁船以外） 3 流出油等災害対策計画に関する事（港湾関係） 4 津波災害対策計画に関する事（港湾関係） 5 液状化災害対策計画に関する事 6 港湾区域内の被害調査・応急措置・災害復旧対策に関する事 7 海上輸送に関する事	第5部第11、15章 第5部第15章 第5部第11、15章 第4部第4章、災害復旧・復興計画編第1部 第6部第14章
水道部	営業経営班	1 給水計画に関する事（応急給水、市民周知）	第6部第16章
	施設班	1 給水計画に関する事（施設の復旧、応急給水資機材の確保） 2 生活関連施設対策計画に関する事（上水道施設）	第6部第16章 第6部第20章
	下水道班	1 生活関連施設対策計画に関する事（下水道施設）	第6部第11章
学校教育部	学校教育班	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童・生徒の応急教育対策に関する事 3 学校教育施設の応急利用に関する事 4 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する事	第4部第4章、第6部第25章 第6部第25章 第6部第25章 第6部第10、25章
社会教育部	社会教育班	1 社会教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 社会教育及び体育施設の応急利用に関する事	第4部第4章、第6部第25章 第6部第25章
予備部	予備班	1 緊急応援に関する事	第6部第9、11、27章
各部・班共通業務		1 所管施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事 2 所管施設入場者の避難誘導に関する事 3 所管に係る避難所の管理運営に関する事 4 他班の緊急応援に関する事	第4部第4章、災害復旧・復興計画編第1部 第5部第6章 第6部第9、12、27章
協力機関 網走地区消防組合		1 情報収集・広報活動に関する事 2 消防活動・水防活動に関する事 3 人命救助・避難誘導に関する事 4 被災地の調査及び二次災害の予防・警戒に関する事	第4部第4章、第6部第12、16章 第6部第35章 第6部第4、9章 第4部第4章、災害復旧・復興計画編第1部

資料4-6 網走市災害対策本部条例

網走市災害対策本部条例

昭和38年4月1日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、網走市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第13号)抄

(施行期日)

この条例は、公布の日(平成24年8月13日公布)から施行する。

資料4-7 網走市災害対策本部運営規程

網走市災害対策本部運営規程

平成24年11月1日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、網走市災害対策本部条例(昭和38年条例第5号)第4条の規定に基づき、網走市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(本部の組織及び会議)

第2条 本部には、本部長の職務を補佐するために、副本部長を置き、副本部長には副市長をもって充てる。副市長に事故があるとき、又は欠けたときは防災主管部長が代行するものとする。

2 本部長の下に本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

3 本部に部及び班を置き、それぞれ関係部課長をその長に充てる。

(事務分掌)

第3条 前条の組織及び事務分掌は、網走市地域防災計画に定めるとおりとする。ただし、災害の状況により一部の部及び班を設置しないことができる。

2 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、部長、班長、その他班員は、災害対策活動に従事するときは法令等において特別の定めがある場合を除くほか、腕章等を着用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第4条 本部長は、災害の規模に応じ本部室を市役所内又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には網走市地域防災計画に定める本部名の標示をするものとする。

3 本部には、原則として、本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、別に指定した者及び各部長が、それぞれ所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

(本部の庶務)

第5条 本部の庶務は、企画総務部において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料4-8 気象等に関する注意報・警報の種類及び発表基準

(1) 特別警報

現象の種類	基準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予測される場合。	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予測される場合
高潮特別警報		高潮になると予測される場合
波浪特別警報		高波となると予測される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合	
津波特別警報	高いところで3mを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける）	

(2) 気象警報

現象の種類	基準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(3) 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線の断線や送電鉄塔の倒壊等への被害が起ころおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起ころおそれがあるとときに発表される。

(4) 気象警報・気象注意報基準

令和2年8月6日現在 網走地方気象台

網走	府県予報区	網走・北見・紋別地方			
	一次細分区域	網走市			
	市町村等をまとめた区域	網走西部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	133	
	洪水		流域雨量指数基準	女満別川流域=16.9、卯原内川流域=15.3、パイラギ流域=7.7、オショップ川流域=5.2、藻琴川流域=20	
			複合基準	-	
			指定河川洪水予報による基準	網走川【本郷】	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う	
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	74		
	洪水	流域雨量指数基準	女満別川流域=13.5、卯原内川流域=12.2、パイラギ流域=6.1、オショップ川流域=4.1、藻琴川流域=16		
		複合基準	-		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪による視程障害を伴う	
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計			
濃霧	視程	200m			
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%				
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上				
注意	低温	5月～10月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い			
	霜	最低気温3℃以下			
	着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上			
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm		

※「土壌雨量指数は、降雨による土砂災害の発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 kmメッシュ四方の領域ごとに算出する。

※「流域雨量指数」とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の1/3の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均とした。

(5) 洪水の危険レベルに対応した表現等

危険レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	市、住民の行動
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)	・命の危険 直ちに安全確保 ・逃げ遅れた市民の救助等
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	・危険な場所から全員避難
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・市は避難指示の発令を判断
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水	・市は避難準備情報(避難行動要支援者避難情報)発令を判断 ・市民は、氾濫に関する情報に注意 ・水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機

(6) 洪水警報及び洪水注意報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達した水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(7) 水防警報の種類、内容及び発表基準

警 報	内 容	発 表 基 準
待 機	増水あるいは水位の再上昇が 予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する 必要がある旨を警告するもの 水防機関の出勤時間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象情報、警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき
警 戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指して警戒するもの	河川はん濫警戒情報等により、又はすでにはん濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

※この運用の他、気象状況、河川状況によりそれぞれの警報を発令できる。

※水防警報基準点以外の観測所でははん濫警戒水位（はん濫危険水位）に達し、さらに上昇中のときは、水防警報基準観測所において、はん濫警戒水位（はん濫危険水位）に達するおそれがあるので水防警報待機（出勤）を発表する。

(8) 水防活動用気象等警報及び注意報の種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

資料4-9 北海道開発局水位観測所

観測所名	最寄りの雨量観測所	水系名	河川名	水位観測所位置	通報水位 (m)		氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)
					水防団待機水位	氾濫注意水位		
大曲	本郷	網走川水系	網走川	北海道網走市字大曲5番地	0.70m	0.90m	—	—

資料4-10 北海道(網走建設管理部)水位観測所

観測所名	最寄りの雨量観測所	水系名	河川名	水位観測所位置	通報水位 (m)		氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)
					水防団待機水位	氾濫注意水位		
卯原内川	卯原内川水位局	北海道 その他 水系	卯原内川	北海道網走市字卯原内275-1地先	5.95m	6.49m	7.07m	—
車止内川	車止内川水位局	北海道 その他 水系	車止内川	北海道網走市錦町145-19地先	5.13m	5.77m	6.86m	—
山里	山里水位局	北海道 その他 水系	藻琴川	北海道網走市字山里122-1地先	5.39m	6.46m	7.45m	—

資料4-11 網走川洪水予報の基準水位

予報区域名	河川名	水位観測所	所在地	位置	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)
網走川	網走川	津別	網走郡津別町字最上	北緯43° 42' 41" 東経144° 00' 32"	68.90	69.80	70.50	70.70	72.29
		美幌	網走郡美幌町字鳥里2丁目	北緯43° 50' 10" 東経144° 05' 52"	9.40	9.80	12.00	12.30	12.55
		本郷	網走郡大空町女満別本郷220	北緯43° 53' 54" 東経144° 07' 54"	2.60	3.20	5.10	5.30	5.75

資料4-12 網走川水防警報の基準

(単位：m)

	観測所名	所在地	平常水位	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
基準地点	津別	網走郡津別町 字最上	67.69	68.90	69.80	70.50	70.70	72.29
	美幌	網走郡美幌町 字鳥里2丁目	7.8	9.4	9.8	12	12.3	12.55
	本郷	網走郡大空町女 満別本郷220	1.09	2.6	3.2	5.10	5.30	5.75
基準地点外	川尻漁場	網走郡大空町女 満別湖南	0.29	0.9	1	—	—	2.35
	大曲	網走市字大曲	0.2	0.7	0.9	—	—	2.29

資料4-13 津波予報の発表基準とその内容

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

資料4-14 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。
沖合の津波に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予想区単位で発表する

資料4-15 大津波警報・津波警報・注意報の発表基準、発表される津波の高さ

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さ予報の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合にあって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船が転覆します。海の中にいる人はただちに海岸から離れてください。

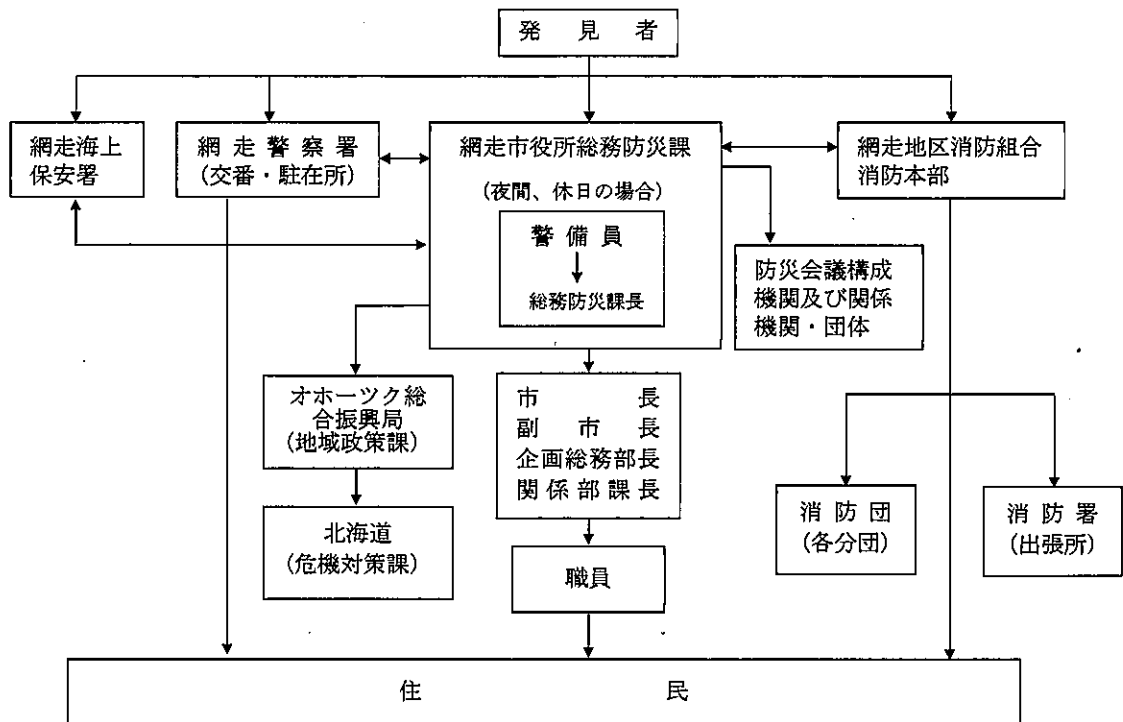
資料4-16 気象予警報等受理票

市長	副市長	部長	課長	係長	係

気象予警報等受理票

年 月 日 午前・午後 時 分受理		連絡：電話・FAX・無線										
予警報の種類				発表時刻	午前・午後 時 分							
発信者				受信者								
連絡課	都市管理	建築	都市整備	農林	観光	水産	港湾	下水道	社会福祉	学校教育	スポーツ	情報政策
受理事項												
処理方法												

資料4-17 災害情報伝達系統図



資料4-18 被災世帯調査票

被災世帯調査票

No.

地区別(住所)							
世帯主氏名		世帯構成 成人員		棟数		避難先	
職業(従業員数)							
市民税課税区分		1 非課税 2 均等割 3 所得割					
世帯種別		1 被保護世帯 2 身障世帯 3 老人世帯 4 母子世帯 5 要保護世帯 6 その他					
住宅被害の判定		1 全壊 2 流失 3 半壊 4 一部破損 5 床上浸水(cm) 6 床下浸水					
被害の内容等	住家	区分	1 持家 2 借家 3 アパート 4 間借 5 施設 6 その他				
		要措置区分	1 仮設住宅 2 応急修理() 3 障害物除去()				
	家財	1 被服・寝具(特に)			給与の可否	被服等	要否
		2 生活必需品(特に)				学用品	要否
その他	3 学用品(教科書 通学用品)						
その他		火災保険加入状況 家屋(円) 家財(円)					
世帯の状況							
	続柄	氏名	年齢	性別	職業	備考	